

倉敷市移住体験ツアー運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、倉敷市（以下「本市」という。）への移住を検討している県外在住者を対象に、本市への移住の契機とするための移住体験ツアーを委託する事業者をプロポーザル方式で選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 倉敷市移住体験ツアー運営業務委託
- (2) 履行場所 倉敷市内
- (3) 履行期間 契約日から令和8年3月16日（月）まで
- (4) 業務内容 別紙「倉敷市移住体験ツアー運営業務委託 仕様書（案）」のとおり

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 見積限度額

2, 200, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 スケジュール

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年5月 1日（木） |
| (2) 参加申込の受付締切日 | 令和7年5月13日（火）17時15分まで |
| (3) 質問締切日 | 令和7年5月14日（水）17時15分まで |
| (4) 質問回答日 | 令和7年5月16日（金） |
| (5) 企画提案書提出締切日 | 令和7年6月 6日（金）17時15分まで |
| (6) プレゼンテーション審査会 | 令和7年6月17日（火）※予定 |
| (7) 審査結果通知日 | 令和7年6月18日（水）※予定 |
| (8) 契約手続 | 令和7年6月19日（木）以降 |

6 参加資格

本業務の公募型プロポーザルに参加できるのは、次の要件全てに該当する者であること。

- (1) 民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）。
- (4) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (5) 参加申込の受付締切日から審査結果通知日の間に、倉敷市から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 賦課されているすべての税（国税、都道府県税、市区町村税）を滞納していないこと。
- (7) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載がないこと。
- (8) 参加申込書を提出する時点で、引き続き2年以上その業務を営んでおり、かつ、本業務と同種又は類似の業務を処理した実績を有していること。
- (9) 本業務に関し、各種法令に基づく必要な許可、認可、免許等を受けていること（業務の一部を再委託する場合は、再委託先が当該許認可等を受けていること。）。

7 参加申込手続

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望し、「6 参加資格」の要件を満たす者は、次のとおり提出期限までに参加申込手続を行うこと。

(1) プロポーザル実施要領等の交付

①交付期間

令和7年5月1日（木）から令和7年5月13日（火）17時15分まで

②交付方法

倉敷市公式ホームページ内を参照しデータをダウンロードすること。

(2) 参加申込書の提出期限

令和7年5月13日（火）17時15分まで *時間厳守・郵送の場合は必着

(3) 提出方法

持参、郵送又は、メール

(4) 提出書類（①、②は必ず提出すること。③は該当する場合に提出すること。）

①参加申込書（様式1）

②法人に関する調書（様式2）

③委任状（様式3）※本社が支店・営業所へ参加申込書の提出や契約等の業務を行う権限を委任する場合

(5) その他

参加申込書提出した者のうち参加資格を満たしていないと判断した場合、個別に通知を行う。

(6) 提出場所

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

倉敷市企画経営室くらしき移住定住推進室（担当：松本）

8 質問の受付及び回答

本業務に疑義がある場合は、次のとおり期間を設けて質問を受け、後日回答する。

(1) 質問方法

「質問・回答書（様式4）」により、「17 担当部署及び問合せ先」へメール又はFAXで提出し、提出後は、必ず電話等で受信確認をすること。

(2) 質問締切

令和7年5月14日（水）17時15分

(3) 回答方法

提出された質問は、回答日時までに全参加者へメール又はFAXにて回答する。ただし、質問内容によっては回答しない場合がある。

(4) 回答日

令和7年5月16日（金）

(5) その他

公表する質問事項に対する回答は、実施要領の追加又は修正したものとする。

9 企画提案書等の提出

参加申込書を提出した者のうち、プレゼンテーション審査会（以下「審査会」という。）への参加を希望する場合、次のとおり企画提案書等の提出すること。（企画提案書の作成については、「10 企画提案書の作成」を参照）

なお、提出書類は、漏れの無いよう全て揃えて提出すること。

(1) 受付期間

令和7年6月6日（金）17時15分まで *時間厳守・郵送の場合必着

(2) 提出方法

持参又は郵送 *提出後の追加及び変更は認めない。

(3) 提出書類

- ①企画提案書の提出について（様式5）
- ②提案書
- ③会社概要
- ④予定管理責任者の経歴等調書（様式6）
- ⑤本業務に関する見積書（様式7）

(4) 提出部数

正本1部 副本6部

(5) 書類選考

提案者数が4を超える場合、審査会の前に書類選考を行い、プレゼンテーション審査の対象を4以内とする場合がある。

なお、書類選考によって審査会への参加が認められない者については、個別に通知を行うものとする。

(6) 提出場所

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

倉敷市企画経営室くらしき移住定住推進室（担当：松本）

10 企画提案書の作成

企画提案書の作成については、次の内容を含めたものを最低基準とする。

(1) 企画提案項目

①団体名（企画提案書表紙へ記載）

②事業全体の業務実施体制（業務の取組体制図など）

※他の事業者等に再委託（下請けを含む。）を予定する場合はその旨も明記すること。

③過去3年間の類似する業務実績

④ツアーに関する事項の提示

ア ツアーの名称

イ 企画の概要（テーマ・コンセプト含）、催行回数、行程案

ウ 訪問スポットやコンテンツの候補

エ 交流可能なゲストの候補

オ 宿泊施設の候補

カ 経費見積書

⑤その他

ア 独自提案の概要とその提案によって期待できる効果

イ その他提案事項に必要と判断した項目

(2) 企画提案書の規格

①用紙サイズは、A4判に両面印刷とする。縦・横の選択は自由。

②本文フォントサイズは11pt以上とする。ただし、ルビ振りはその限りではない。

③企画提案書のページ数は問わない。

④企画提案書説明補完のために写真やイラストを使用することは可とする。

11 審査会

企画提案書のプレゼンテーションを実施し、審査委員が当該事業に最も適した最良の提案をしたものを本事業の受託候補者として選定する。また、プレゼンテーション及び質疑応答は、WEB会議システムにより実施する。

(1) 実施日時

令和7年6月17日（火） ※時間は個別に通知する。

(2) 実施方法

オンラインによるプレゼンテーション

※使用アプリ：「Zoom」（Zoomビデオコミュニケーション社製）

(3) 所要時間

1 提案者につき25分以内（説明15分以内、質疑は残時間）とする。

(4) プレゼンテーション順

企画提案書受理順とする。

(5) 通信障害発生時の運用について

①通信障害等が発生した場合であっても、提案説明の続行が不可能な場合を除き、所定の所要時間とする。

②本市が続行不可能と判断した場合は、一時中断し、通信状況が修復したのちに再開する。
通信障害等により、提案説明の続行が不可能となった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行う。

③すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等があった場合は、一時中断し通信状況が修復後に再開する。

ア 天災

イ 広域・地域的停電

ウ プロバイダ・通信事業者に起因する通信障害

エ 明らかに市側の通信障害等により提案説明の続行が不可能となった場合

オ その他、復旧後の再開が妥当であると認められた場合

（ただし、応募者側のパスワードの入力ミス、端末の不具合等、応募者の責による障害等であると認められる場合を除く。）

なお、ア、イ、エの場合を除き、当日中の復旧が困難な場合には提出済みの企画提案書をもって審査する。

(6) その他

①プレゼンテーションへの出席者は2名以内とする。

②プレゼンテーションに際しては、提出した企画提案書のみを使用すること。

また、プレゼンテーション時の追加資料の提出は認めない。

③指定した時間までに出席が確認できない場合は、企画提案参加の意思がないものとみなす。

12 評価基準及び選考方法

- (1) 本業務のプロポーザルに係る審査は、別紙「倉敷市移住体験ツアー運営業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準」に基づき優先交渉権者の選考を実施する。
- (2) 審査の結果、評価基準に基づく評価点（以下「評価点」という。）の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の合計が高い順に交渉を行う。ただし、評価点の合計が満点の6割未満の場合は、交渉権者として選定しない。
- (3) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員の協議により順位を決定する。
- (4) 参加者が1者であっても、評価点の合計が6割以上であれば随意契約の交渉を行う。
- (5) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とする。
 - ①参加申込がされていない者
 - ②提出期限を過ぎて提案書を提出した者
 - ③提案書及び見積書に虚偽の内容が記載されている者
 - ④審査会に参加しなかった者
 - ⑤審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた者
 - ⑥見積書の金額が見積限度額を超えている者

13 選考結果の通知・公表

選考結果は、優先交渉権者が決定後、審査会に参加した全員へ次のとおり通知する。

- (1) 通知期日
令和7年6月18日（水）※予定
- (2) 通知内容
 - ①通知する者の得点
 - ②その他参加者（名称の無い状態）の得点一覧
 - ③優先交渉権の有無
- (3) 通知方法
参加申請書内に記載したメールアドレス又はFAXあてに通知を行う。
- (4) その他
選考結果等に関する異議等は一切受け付けない。
倉敷市公式ホームページにて、選考結果を公表予定。

14 提出書類について

- (1) 本企画提案書等の提出物は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は、本業務に係る審査以外には使用しない。
ただし、情報公開請求があった場合は、倉敷市情報公開条例に基づき対応するため、

第三者に開示する場合がある。

15 契約条件

- (1) 選考結果通知後、優先交渉権者と委託内容、仕様書、経費等について交渉を行い合意の上で、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。ただし、その者と合意に至らない場合、又は「12（5）」のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、優先交渉権者の次に評価点の合計が高い者から順に同様に交渉を行う。
- (2) 倉敷市と本委託契約の交渉を行う者は、指定する期限までに次の書類を提出すること。
 - ①国税納税証明書
 - ②岡山県税納税証明書（県外の事業者の場合、所在地の都道府県の納税証明書）
 - ③倉敷市税納税証明書（市外の事業者の場合、所在地の市区町村の納税証明書）
 - ④登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - ⑤許認可証等の写し（行政庁の許認可等が必要なもの）
- (3) 本業務を遂行するにあたり、選定された企画提案書を極力尊重するが、その内容に限定されることなく、受託者と協議をして変更できるものとする。
- (4) 契約に際し、受託者から契約保証金を徴収する。契約保証金は、倉敷市財務規則（昭和42年倉敷市規則第22号）第173条により契約金額の100分の10に相当する額（算出額に1,000円未満の端数が生じる場合は切り上げ）とし、受託者は、納付通知を受けた日から14日以内に納入するものとする。ただし、同規則第175条に該当するときは契約保証金を減免する場合がある。
- (5) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することは認めない。
- (6) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、倉敷市個人情報保護条例の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。
- (7) その他契約に関する条項は、委託契約書案によるものとする。

16 その他

- (1) 本業務のプロポーザル参加にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由により、中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。
- (2) 参加申込書の提出後又は企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式8）を本市へ提出すること。
- (3) 企画提案書の著作権は、その提案者を作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者の企画提案書については、事前に通知することにより、本市が無償で使用できるものとする。

17 担当部署及び問合せ先

倉敷市企画経営室くらしき移住定住推進室 担当：松本

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

電 話 086-426-3153

FAX 086-426-5131

E-mail iju@city.kurashiki.okayama.jp